

議案第 30 号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成 21 年（ワ）第 1374 号損害賠償（一般）請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成 21 年（ワ）第 1374 号損害賠償
（一般）請求事件
- 2 当事者 原告 * * * *
原告 * * * * *
原告 * * *
被告 川 崎 市
- 3 和解内容
 - (1) 被告は、原告らに対し、本件事故の和解金として、金 49,000,000 円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を和解成立日から 1 箇月以内に、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
 - (4) 原告らと被告は、原告らと被告との間に、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成20年7月20日、原告****は、高津区久地2丁目24番3号先の平瀬川管理用通路の民有地側のフェンスをつかんで寄りかかったところ、当該フェンスが老朽化していたため、フェンスとともに転倒して負傷し、四肢麻痺^ひの後遺障害を負うに至った。
- 2 このことについて、原告らから本市に対し、原告****が負傷し、四肢麻痺の後遺障害を負うに至ったのは、本市が当該フェンスを適切に設置し、又は管理していなかったためであるとして、平成21年7月29日に損害賠償請求がなされ、同年12月24日に横浜地方裁判所川崎支部に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 3 本訴訟は、係属して以来、8回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。